



# 島根県報

平成27年12月28日（月）

号外 第 205 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

（健康推進課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第72号）

## 1 規則の概要

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う様式の整備（様式第1号関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成28年1月1日から施行することとした。

## 規 則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第72号

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第1号中

「

世帯構成員 氏 名	本人との 続 柄	性 別	生年月日	年 齢 (前年の12月 31日時点)	税制上の扶養 義務者氏名	所得税額	備 考
0～15歳の扶養親族		人		16～18歳の扶養人数		人	
氏 名	本人との 続 柄	性 別	生年月日	年 齢 (前年の12月 31日時点)	税制上の扶養 義務者氏名	所得税額	備 考

を

0～15歳の扶養親族	人	16～18歳の扶養人数	人
------------	---	-------------	---

「

世帯構成員 氏名	本人との 続柄	性別	生年月日	年 齢 (前年の12月 31日時点)	個人番号	税制上の扶養 義務者氏名	所得税額	備 考	
0～15歳の扶養人数			人			16～18歳の扶養人数			人
氏名	本人との 続柄	性別	生年月日	年 齢 (前年の12月 31日時点)	個人番号	税制上の扶養 義務者氏名	所得税額	備 考	
0～15歳の扶養人数			人			16～18歳の扶養人数			人

に

」

改める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。